

# 告 示

## 埼玉県告示第九百十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県秩父地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年七月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあつた年月日

平成二十八年七月一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人千笑の会

三 代表者の氏名

小泉 通子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬四千八百十九番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・障がい者を中心に、地域の支援を行い、地域のネットワークづくりを通じ、支え合える社会を構築し、高齢者等の社会的孤立を防ぐ取組を実施し、心豊かに自分らしく生き生きと暮らせる持続可能な地域社会に寄与することを目的とする。